

令和2年度監査報告書

第2回定期監査

福祉部

【生活福祉課】

【障害福祉課】

【高齢福祉課】

令和3年3月

国分寺市監査委員

令和2年度第2回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

福祉部（生活福祉課，障害福祉課，高齢福祉課）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第3 監査の範囲

令和2年度（令和2年4月1日から令和2年10月31日まで）の執行分現金及び郵券等については，現地調査日までを対象とした。また，令和2年度に実績のない事業等については，平成31年度（令和元年度）以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和2年9月2日から令和3年3月25日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和3年1月8日	生活福祉課，障害福祉課
令和3年1月13日	高齢福祉課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，適正かつ効率的に行われているかを主眼とし，下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書は関係法令等に基づき適正に作成，管理されているか。
- 5 郵券，現金の管理は適正に行われているか。
- 6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調

査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ、適正に執行されているものと認められたが、一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、以下個別に記述する。

1 備品管理について

備品一覧に関して、表上では存在するが、実際は廃棄されているものや、保管場所が不一致又は不明確となっているものが見受けられた。国分寺市物品管理規則（平成16年規則第36号）に基づき適正に処理されたい。

第8 総括意見

本監査を通じて事務処理の合理化に資するため必要であると考え、以下のとおり意見として記述する。

事務処理の根拠となる規則又は要綱について、実情と合っていないものが見受けられた。市民の利便性の向上及び負担軽減を図るとともに、規則等と事務処理の整合性が図られることが望ましい。規則等及び事務処理を包括的に見直すよう努められたい。